

2026(令和8)年
4月1日から

住民基本台帳の一部 の写しの閲覧に係る 手数料を改定します

公共サービスを将来にわたり安定して提供するため、昨今の光熱費や資材等の物価高騰をはじめ、郵便料金、労務費等の上昇を受け、次の三つの視点に基づき見直しを行いました。

- 受益と負担に係る公平性を考慮
- 市民サービスに係る経費の増額分を考慮
- 近隣自治体等の状況を考慮し価格を設定

2026（令和8）年4月1日（水）から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧に係る手数料を以下のとおり改定します。市民の皆様におかれましてはご理解の程、よろしくお願ひ申し上げます。

	令和8年3月31日 までの金額	令和8年4月1日 からの金額	備考
住民基本台帳の一部 の写しの閲覧に係る 手数料	300円	300円※	※20人以内を もって1件とし てあるところ、 1人ごとに1件に 改定します

▶詳しくはこちら

【住民基本台帳の一部の閲覧に係る手数料に
関するお問合せ先】
名張市 市民部 戸籍・住民登録室
電話番号：0595-63-7440

